

野鳥は無許可では捕ることも 飼うこともできません！



鹿児島県では、メジロ等の野鳥の愛玩飼養を目的とした
捕獲許可は平成24年4月1日から行っていません。

※平成24年4月1日以前に正規の手続きを行って飼養登録を受けている個体については、その個体が死亡するまで飼養できます。飼養登録は毎年度行う必要があり、県内各市町村役場で手続きが可能です。

違法な飼養は50万円以下の罰金もしくは半年以下の懲役刑になる場合があります。(※野鳥を許可なく捕獲した場合は100万円以下の罰金又は1年以下の懲役)

 鹿児島県 環境林務部 自然保護課

TEL. 099-286-2616